


平成27年9月18日

宇都宮市議会議長 熊本和夫様

タブレット端末利活用検討会会長 小林紀夫 

タブレット端末利活用検討会における検討結果について（第2次答申）

平成27年6月より、タブレット端末の利活用について検討を進めてきたところ
ありますが、タブレット端末使用基準等についての検討結果がまとまりましたので、
別紙のとおり答申いたします。

今後については、タブレット端末導入後、議会ICT化の方向性について検討して
いく予定です。

1 答申内容

タブレット端末の使用基準等については，次のとおり答申する。

(1) 宇都宮市議会タブレット端末使用基準（案）

【検討結果】

別紙1のとおりとする。

(2) 政務活動費取扱いマニュアルの一部改正（案）

【検討結果】

別紙2のとおりとする。

2 検討経過

回	月 日	内 容
第6回	8月21日	<ul style="list-style-type: none">・クラウドストレージサービスについて協議。・端末利用に関する詳細事項等について協議・決定。・タブレット端末使用基準について協議。・政務活動費取扱いマニュアルの一部改正について協議。・今後のスケジュールについて協議・決定。
第7回	9月18日	<ul style="list-style-type: none">・クラウドストレージサービスについて協議・決定。・契約手法について協議・決定。・タブレット端末使用基準について協議・決定。・政務活動費取扱いマニュアルの一部改正について協議・決定。

3 委員

会 長	小 林 紀 夫
副会長	今 井 政 範
委 員	佐々木 均 (平成27年6月25日 就任)
同	小 平 美智雄
同	村 田 雅 彦
同	馬 上 剛
同	西 房 美 (平成27年6月25日 辞任)
同	半 貫 光 芳
同	福 田 久美子

宇都宮市議会タブレット端末使用基準（案）

（目的）

第1条 この基準は、宇都宮市議会（以下「市議会」という。）が貸与したタブレット端末（以下「タブレット端末」という。）の使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

（タブレット端末の貸与）

第2条 議長は、議会における情報伝達の迅速化や情報共有化など、議会活動の利便性向上により市民に開かれた分かりやすい議会の実現を図るため、宇都宮市議会議員及び議会事務局職員（以下「使用者」という。）に、タブレット端末を貸与する。

2 使用者は、タブレット端末を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 使用者は、第1項規定の職でなくなったときは、速やかに固有のデータを削除し、タブレット端末を返却しなければならない。

（タブレット端末の管理）

第3条 使用者は、タブレット端末を善良な管理者として、次の各号のとおり、適切に管理するものとする。

(1) タブレット端末を使用するときはパスワードを設定するものとし、パスワードの管理は、使用者が適正に行わなければならない。ただし、タブレット端末が生体認証の機能を有する場合は、この限りでない。

(2) アプリケーションソフトの追加（導入）においては、自らの責任において行うものとする。ただし、追加（導入）したアプリケーションソフトの負荷によりタブレット端末におけるシステムの動作に影響が出ないようにしなければならない。なお、有料アプリケーションソフトの購入費用については、個人負担とする。

(3) 議会事務局の了承を得ることなく、オペレーションソフトなどのアップデートを行ってはならない。

2 使用者は、議会事務局との円滑かつ迅速な情報伝達のために、庁外においても可能な限り、タブレット端末を携帯するものとする。

3 使用者は、タブレット端末の盗難、紛失等の事故が生じた場合は、速やかに議会事務局に報告するものとする。

（賠償の義務）

第4条 タブレット端末の破損、故障又は紛失により有償の措置が必要となった場合は、当該経費について議会事務局で対応するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、その原因が使用者の故意又は重大な過失による場合は、当該使用者は、修理等に係る費用の実費を負担しなければならない。

(タブレット端末の使用範囲)

第5条 タブレット端末の使用範囲については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 議会活動における使用
 - ア 事務局からの開催通知等
 - イ 執行部からの情報提供
 - ウ スケジュール管理
 - エ 会議等における資料閲覧
- (2) 議員活動における使用
 - ア 市民への広報広聴活動
 - イ 議員相互及び市との情報伝達
 - ウ 災害時等の緊急情報伝達
 - エ インターネットを利活用した情報収集等
 - オ その他議長が認めるもの

(タブレット端末の使用制限)

第6条 タブレット端末の使用に当たって、次の各号に掲げる事項については、これを制限するものとする。

- (1) 本会議、委員会その他の市議会の会議（以下「会議」という。）において、通信機能を入れた状態でタブレット端末を持ち込み使用すること。また、当該会議の目的以外に使用すること。ただし、会議においてペーパーレス会議を試行する場合など、当該会議において通信機能の利用を可としたときは、この限りではない。
 - (2) 国外でモバイルデータ通信を利用すること。
- 2 前項各号に掲げる規定に違反したときは、議長又は会議の長から注意を与えるものとする。この場合において、再度の注意によっても違反が改められない場合は、議長又は会議の長は、タブレット端末の使用を停止させることができる。

(禁止事項)

第7条 タブレット端末の使用に当たって、次の各号に掲げる事項については、これを禁止するものとする。

- (1) 個人情報並びに市議会及び市において公開されていない情報を開示すること。
 - (2) 会議の情報を外に発信する目的をもって、当該会議を録音し、又は録画すること。
 - (3) タブレット端末（ソフトを含む。）の改造及び交換を行うこと。
 - (4) タブレット端末により、他者の迷惑になる行為をすること。
 - (5) その他議長が定めたこと。
- 2 前項各号に掲げる規定に違反したときは、議長又は会議の長から注意を与えるものとする。この場合において、再度の注意によっても違反が改められない場合は、議長又は会議の長は、タブレット端末の使用を停止させることができる。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 情報の受発信は、使用者の責任において行うこと。
- (2) データの正確性を保持し、データ等の紛失、き損等の防止に努めること。
- (3) 個人情報の漏えいがあったときは、速やかに実情を把握するとともに、議会事務局に報告し、必要な措置を講ずること。

(セキュリティ対策)

第9条 使用者は、市議会及び市の情報システムの保全措置に関し、積極的に協力し、誠実に対処しなければならない。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この基準は、平成27年〇月〇日から施行する。

別紙 2

政務活動費取扱いマニュアルの一部改正（案）

1 改正目的

公費負担によりタブレット端末が全議員に貸与されることに伴い、貸与の翌月からは、タブレット端末の購入費等について、政務活動費による充当を不可とするため

2 改正内容

事務費の充当指針において、「(3)充当を不可とする経費」に、「⑤タブレット端末の購入費，賃借料，通信費」を追加する。

【参 考】

事 務 費
〔内容〕 <ul style="list-style-type: none">・ 会派が行う調査研究活動のために必要な事務に要する経費・ 会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理に要する経費
〔充当指針〕 <p>(1)事務費の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none">・ 事務所に要する経費は，市庁舎議会棟会派控室の経費に限る。個人の事務所や自宅用の経費には充当しない。・ 消耗品，備品等は，会派が購入し使用するものに限るものとし，自宅用のパソコン，電話，個人携帯電話，消耗品には充当しない。ただし，会派が個人に専有して使用させることは可とする。 <p>(2)充当を可とする経費</p> <ol style="list-style-type: none">① 消耗品費（文房具，コピー用紙等）② 備品購入費（会派控室のパソコン，ファックス，プリンタ，デジタルカメラ等）③ 事務機器賃借料（会派控室のコピー機，ファックス等）④ 通信費（会派控室のインターネット接続料，テレビ使用料） <p>(3)充当を不可とする経費</p> <ol style="list-style-type: none">① 個人事務所等の賃借料や維持管理経費（光熱水費等）② 自宅用の消耗品購入費③ 自宅用のパソコン等備品購入費④ 自宅用電話料金，個人用携帯電話料金⑤ <u>タブレット端末の購入費，賃借料，通信費</u>